

「公文書等の管理に関する法律施行令」検討素案

第1 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）における「行政機関」として、庁や委員会と同様に扱うのが適当な機関（法第2条第1項第4号及び第5号関係）

- 1 法第2条第1項第4号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。
- 2 法第2条第1項第5号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

第2 「国立公文書館等」として指定する施設（法第2条第3項第2号関係）

- 1 法第2条第3項第2号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館
 - (2) 外務省大臣官房総務課外交史料館
 - (3) 第2-1-(1)及び(2)に掲げるもののほか、独立行政法人等~~（法第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）~~の施設であって、法第15条から第27条までの規定により**特定歴史公文書等**の適切な管理を行うための設備及び体制が整備されていることにより、法第2条第3項第1号に掲げる施設に類する機能を有すると認められる施設として内閣総理大臣が指定したもの
- 2 内閣総理大臣は、第2-1-(3)の規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

第3 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものとして指定する研究所その他の施設（法第2条第4項第3号関係）

- 1 法第2条第4項第3号の政令で定める施設は、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について第4の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定したものとする。
- 2 内閣総理大臣は、第3-1の規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

第4 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲（法第2条第4項第3号関係）

- 1 法第2条第4項第3号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により管理されているものとする。
 - (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
- ① 当該資料に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - ② 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
 - ③ 当該資料の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- (4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- (5) 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じていること。

第5 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものとして指定する博物館その他の施設（法第2条第5項第3号関係）

1 法第2条第5項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 独立行政法人国立文化財機構の設置する博物館
- (2) 独立行政法人国立科学博物館の設置する博物館
- (3) 独立行政法人国立美術館の設置する美術館
- (4) 第5-1-(1)から(3)に掲げるもののほか、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について第6の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定したもの。

2 内閣総理大臣は、第5-1-(4)の規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

第6 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲（法第2条第5項第3号関係）

法第2条第5項第3号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により管理されているものとする。

- (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - ① 当該資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - ② 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
 - ③ 当該資料の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- (4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- (5) 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じていること。

第7 本法の対象外業務に係る文書、図画及び電磁的記録とそれ以外の業務に係る文書等との区分（法第2条第5項第4号関係）

法第2条第5項第4号の別表第2の下欄に掲げる業務に係る文書、図画及び電磁的記録（以下この条において「文書等」という。）と同欄に掲げる業務以外の業務に係る文書等との区分の方法は、専ら同欄に掲げる業務に係る文書等が、同欄に掲げる業務以外の業務に係る文書等とは別の文書等ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び文書等の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する文書等の集合物をいう。）に保存されていることとする。

第8 行政文書ファイル等（法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の分類、名称、保存期間及び保存期間の満了する日（法第5条第1項及び第3項関

係)

- 1 行政機関の長は、当該行政機関における能率的な事務又は事業の処理に資するとともに、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう、法第5条第1項及び第3項の規定により行政文書ファイル等について、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。
- 2 法第5条第1項及び第3項に規定する保存期間は、次の各号に掲げる行政文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保存期間とする。
 - (1) 別表の第2欄に掲げる業務の区分に該当する行政文書ファイル等 それぞれ同表の第4欄に定める期間
 - (2) 前号以外の行政文書ファイル等 行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて、当該行政機関の長が定める期間
- 3 第8-2-(1)及び(2)の場合において、行政文書ファイル等が法第2条第6項に規定する歴史公文書等に該当される場合は、行政機関の長は、1年以上の保存期間を定めなければならない。
- 4 法第5条第1項及び第3項に規定する保存期間の起算日は、それぞれ法第5条第1項の作成若しくは取得を行った日又は第2項の規定に基づき行政文書をまとめた日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、当該日以外の特定の目を起算日とすることが行政文書ファイル等の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、当該特定の目とする。この場合において、当該特定の目は、~~日で~~あって法第5条第1項の作成若しくは取得を行った日又は第2項の規定に基づき行政文書をまとめた日から1年以内の日を起算日とすることが行政文書ファイル等の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、その日とする。
- 5 法第5条第1項及び第3項に規定する保存期間の満了する日は、第8-4の保存期間の起算日から起算して第2項の保存期間の満了する日とする。

第9 保存期間及び保存期間の満了する日の延長（法第5条第4項関係）

- 1 次に掲げる行政文書ファイル等について、法第5条第4項に基づき保存期間及び保存期間の満了する日を延長するときには、同条第1項及び第3項に定める保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
 - (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 開示請求があったもの 行政機関情報公開法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 保存期間が満了した行政文書ファイル等について、職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、行政機関の長は、当該延長後の延長する期間及び当該延長の理由を、法第9条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告しなければならない。

~~3 第9-2の期間は、その必要性を検討し、必要最小限のものとする。~~

第10 行政文書ファイル等の移管の措置（法第5条第5項関係）

法第5条第5項の規定による移管の措置は、次に掲げる施設国立公文書館の設置する公文書館への移管の措置とする。

- ~~(1) ーただし、宮内庁長官による移管の措置は、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館~~
- ~~(2) ーへの移管の措置とし、外務大臣による移管の措置は、外務省大臣官房総務課外交史料館への移管の措置とする。~~

~~ー(3) 第10- (1) 及び(2)に掲げる行政機関の長以外の場合ー国立公文書館の設置する公文書館~~

第11 行政文書ファイル管理簿の記載事項等（法第7条第1項関係）

1 法第7条第1項の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- ~~(1) ー分類~~
- ~~(2) ー、名称~~
- ~~(3) ー、保存期間~~
- ~~(4) ー、保存期間の満了する日~~
- ~~(5) ー、保存期間が満了したときの措置~~
- ~~(6) ー及び保存場所のほか、次に掲げる事項とする。~~
- ~~(7) ー 作成又は取得した年度~~
- ~~(8) ー 作成又は取得した者~~
- ~~(9) ー 保存期間の起算日~~
- ~~(10) ー 媒体の種別~~
- ~~(11) ー 行政文書ファイル等の管理者~~

2 行政機関の長は、第11-1 ~~ー(1)から(11)に掲げる定める~~事項（不開示情報に該当するものを除く。）を記載した行政文書ファイル管理簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第14-2において同じ。）をもって調製しなければならない。

3 法第7条第1項ただし書の政令で定める期間は、1年とする。

第12 行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表（法第7条第2項関係）

行政機関の長は、法第7条第2項の事務所の場所について、官報で公示しなければならない。事務所の場所を変更したときも、同様とする。

第13 行政文書管理規則の記載事項（法第10条第2項第7号関係）

法第10条第2項第7号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理体制の整備に関する事項
- (2) 点検に関する事項
- (3) 監査に関する事項
- (4) 研修に関する事項
- (5) 第13-(1)～(4)に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

第14 法人文書ファイル管理簿の記載事項等（法第11条第2項関係）

1 法第11条第2項の記載事項は、~~次に掲げる事項とする。~~

- ~~(1) 分類~~
- ~~(2) 名称~~
- ~~(3) 保存期間~~
- ~~(4) 保存期間の満了する日~~
- ~~(5) 保存期間が満了したときの措置~~
- ~~(6) 保存場所のほか、次に掲げる事項とする。~~
- ~~(7) 作成又は取得した年度~~
- ~~(8) 作成又は取得した者~~
- ~~(9) 保存期間の起算日~~
- ~~(10) 媒体の種別~~
- ~~(11) 法人文書ファイル等の管理者~~

2 独立行政法人等は、第14-1 ~~=(1)から(11)に掲げる定める~~事項（不開示情報に該当するものを除く。）を記載した法人文書ファイル管理簿を磁気ディスク ~~=(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)=~~をもって調製しなければならない。

3 法第11条第2項ただし書の政令で定める期間は、1年とする。

第15 法人文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表（法第11条第3項関係）

独立行政法人等は、法第11条第3項の事務所の場所について、官報で公示しなければならない。閲覧所の場所を変更したときも、同様とする。

第16 法人文書ファイル等の移管の措置（法第11条第4項関係）

法第11条第4項の規定による移管の措置は、国立公文書館の設置する公文書館にへの移管する措置とする。ただし、第2-1-(3)の指定を受けた施設を有する独立行政法人等にあつては、当該指定を受けた施設への移管の措置とする。

第17 目録の記載及び公表（法第15条第4項関係）

1 法第15条第4項の記載事項は、次に掲げる事項とする。

~~(1)~~ 分類

~~(2)~~ 名称

~~(3)~~ 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

~~(4)~~ 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

~~(5)~~ 及び保存場所

~~(6)~~ のほか、媒体の種別

~~2~~ 法第15条第4項の規定による目録の記載に当たってはとする。ただし、法第16条第1項第1号イからニまで若しくは第2号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第3号の制限若しくは同項第4号の条件に係る情報は記載しないものとする。

2 国立公文書館等の長は、法第15条第4項に規定する目録を当該施設の規定事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに目録の公表は、インターネットの利用その他適切な情報通信の技術を利用する方法により行うものとする公表しなければならない。

第18 本人であることを示す書類（法第17条関係）

1 法第17条の規定による本人であることを利用請求を示す書類する者は、国立公文書館等の長に対し、次に掲げる書類のいずれかのものとするを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 第18-1-(1)に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため国立公文書館等の長が適当と認める書類

2 利用等規則に定める書類を国立公文書館等の長に送付して法第17条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外

国人登録原票の写し（利用請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を国立公文書館等の長に提出すれば足りる。

第 19 特定歴史公文書等の利用請求に係る第三者に対する任意的意見聴取に係る通知事項（法第 18 条第 1 項関係）

法第 18 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第 20 特定歴史公文書等の利用請求に係る第三者に対する必要的意見聴取に係る通知事項（法第 18 条第 2 項関係）

法第 18 条第 2 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 法第 18 条第 2 項の規定を適用する理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第 21 移管元の行政機関の長に対する必要的意見聴取に係る通知事項（法第 18 条第 3 項関係）

法第 18 条第 3 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をする理由
- (23) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている法第 8 条第 3 項の規定による意見の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第 22 電磁的記録の利用の方法（法第 19 条関係）

~~1 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 19 条の政令で定める方法については、次に掲げる方法その他の方法のうちから、国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とする。~~

- (1) ~~当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの聴取、視聴又は閲覧~~
- (2) ~~当該電磁的記録を専用機器用紙により出力したものの閲覧又は交付~~
- (3) ~~当該電磁的記録を電磁的記録の写しの交付~~

~~2 第 22-1 の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、国民が利用しやすい媒体~~

に複写したものとしなければならない。の交付

第 23 手数料の納付の方法（法第 20 条関係）

法第 20 条第 1 項の規定による手数料の納付は、次の各号に掲げる方法のうちから、
国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法により納付するものとする。

- (1) 国立公文書館等の長が指定する書面に収入印紙をはって納付する方法
- (2) 現金で納付する方法

第 24 附則（法附則第 1 条関係）

この政令は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

別表（第8関係）

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間
法令の制定又は改廃及びその経緯			
一 法律の制定 又は改廃及 びその経緯	立案の検討	<p>イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書</p> <p>ロ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）</p> <p>ハ 専門的知識を有する者等が集まった懇談会その他の会合（以下「懇談会等」という。）における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）</p> <p>ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書</p>	三十年
	法律案の審査	<p><u>内閣法制局</u>（内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）<u>第三条第一号第一条</u>に規定する<u>内閣法制局</u>をいう。以下同じ。）の審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）</p>	
	他の行政機関との協議	他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）	
	閣議の求め	閣議を求めるための決裁文書（添付資料を含む。以下同じ。）	
	国会審議	<p>イ 国会審議に関する文書（<u>議案</u>の趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。）</p> <p>ロ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第五十七条の三に規定する国会議員の発議にかかる法律案等についての内閣の意見陳述に関する文書</p>	
	官報公示	官報公示に関する文書	
	解釈又は運用の基準の設定	<p>イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書</p>	
二 条約その他	締結の検討	イ 外国政府及び <u>その他外国</u> （ <u>本邦の域外にある国</u>	三十年

	の国際約束の締結及びその経緯		<p><u>又は地域をいう。)</u>との交渉に関する文書(解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書を含む。)</p> <p>ロ 関係行政機関との連絡調整に関する文書(関係行政機関の質問又は意見、関係行政機関の質問又は意見に対する回答に関する文書を含む。)</p> <p>ハ 締結に活用した調査又は研究に関する文書(解釈又は運用の基準の設定に関する文書を含む。)</p>	
	条約案の審査		内閣法制局設置法第三条第一号に規定するの審査、意見及び所要の修正に関する文書(審査内容が記録された文書を含む。)	
	閣議の求め		閣議を求めるための決裁文書	
	国会審議		国会審議に関する文書(議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。)	
	締結		締結に関する文書(条約書及び批准書を含む。)	
	解釈又は運用の基準の設定		<p>イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書</p>	
三	政令の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	<p>イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書</p> <p>ロ 審議会等における立案の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。)</p> <p>ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。)</p> <p>ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書</p>	三十年
	政令案の審査		内閣法制局設置法第三条第一号に規定するの審査、意見及び所要の修正に関する文書(審査内容が記録された文書を含む。)	
	意見公募手続		<p>イ 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書</p> <p>ロ 行政手続法第四十三条に規定する結果各項目の公示等をするためのに関する決裁文書</p>	
	他の行政機関との協議		他の行政機関との協議に関する文書(協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。)	
	閣議の求め		閣議を求めるための決裁文書	
	官報公示		官報公示に関する文書	

		解釈又は運用の基準の設定	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書 ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書	
四	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書	三十年
		意見公募手続	イ 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 ロ 行政手続法第四十三条に規定する結果各項の公示等をするための決裁文書	
		制定又は改廃	制定又は改廃のための決裁文書	
		官報公示	官報公示に関する文書	
		解釈又は運用の基準の設定	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書 ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯				
五	閣議の決定又は了解及びその経緯	閣議	閣議に提出された文書	三十年
		公布	法律、政令又は条約その他の国際約束の公布に関する文書	
		予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	イ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十八条に規定第一項の決定をしようとするときの閣議を求めるための決裁文書 ロ 財政法第二十一条の規定により作成された予算及び第二十八条特別会計に規定する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条各号に掲げる特別会計の予算その他の国会に提出する文書（財政法第二十八条各号に掲げる書類を含む。） ハ イに掲げるもののほか、内閣の予算の作成に関し閣議を求めるための決裁文書	
		決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	イ 歳入歳出決算に関し閣議を求めるための決裁文書 ロ 財政法第三十九条等に規定する決算書類及び特別会計に関する法律第十九条第一項に規定する書	

			<p><u>類</u>その他の<u>決算</u>に<u>関し</u>会計検査院に送付<u>したし</u>、 <u>又はその検査を経た</u>文書</p> <p>ハ 財政法第四十条等各項に規定する<u>決算書類</u>その他の<u>決算</u>に<u>関し</u>国会に提出する文書</p> <p>ニ 財政法第三十五条第三項に<u>規定の決定をしよう</u> <u>とするときの</u>閣議を求めるときの決裁文書</p>	
	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯		<p>イ 内閣法制局<u>設置法第三条に規定する</u>の審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）</p> <p>ロ 質問主意書に対する答弁に<u>関し</u>閣議を求めるときの決裁文書</p> <p>ハ 国会法第七十五条第二項に規定する答弁に関する文書</p>	
	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に附された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯		<p>イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書</p> <p>ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）</p> <p>ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）</p> <p>ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ホ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）</p> <p>ヘ 閣議を求めるときの決裁文書</p>	
六	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。 <u>以下同じ。</u> ）の決定又は了解及びその経緯	関係機関行政機関の長で構成される会議 <u>及びこれに準ずる会議</u> の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	<p>イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書</p> <p>ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ハ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）</p> <p>ニ 会議に提出された文書</p> <p>ホ 会議の決定内容又は了解内容が記録された文書</p>	十年
七	省議（これに準ずるものを含む。 <u>以下同じ。</u> ）の決定又は	省議 <u>及びこれに準ずる会議</u> の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	<p>イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書</p> <p>ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ハ <u>会議省議</u>に提出された文書</p>	十年

	了解及びその経緯		二 会議省議 の決定内容又は了解内容が記録された文書	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯				
八	複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ハ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。） ニ 他の行政機関と協議した会議に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書を含む。） ホ 複数の行政機関による申合せの内容が記録された文書	十年
九	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ホ 他の行政機関に対して示す基準を設定するための決裁文書 ヘ 他の行政機関に通知した文書	十年
十	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ホ 地方公共団体に対して示す基準を設定するための決裁文書	十年

			へ 地方公共団体に通知した文書	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				
十 一	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第五条第一項 <u>第二</u> 条第八号ロの審査基準、 <u>同法第十二条第一項同号ハ</u> の処分基準及び <u>同法第三十六条同号ニ</u> の行政指導指針及び並びに同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ニ 行政手続法第三十九条 <u>第四項第一号</u> に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 ホ 行政手続法第四十三条に規定する結果各項目の公示等をするためのに関する決裁文書 へ 審査基準、処分基準及び又は行政指導指針を設定する定めるための決裁文書 ト 標準処理期間を設定するための決裁文書	十年
		行政手続法第二条第三号に規定する許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	許認可等の効力消滅後五年
		行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書（処分に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	五年
		補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	イ 補助金等の交付の条件に関する文書 ロ 補助金等を交付するための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） ハ 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第十四条に規定する補助事業等実績報告書	補助金等の交付に係る事業終了後五年
		不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	イ 不服申立書（口頭による不服申立ての場合は、陳述の内容を録取した文書） ロ 審議会等における検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ハ 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分をするための決裁文書（審理に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） ニ 裁決書又は決定書	裁決又は決定その他の処分後十年

		訴訟の提起及び遂行その他の訴訟に関する重要な経緯	イ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起に関する文書 ロ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の遂行主張又は立証に関する係る文書 ハ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決書	訴訟終結後十年
十二	法人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第五条第一項第二号第八号ロの審査基準、同法第十二条第一項同号ハの処分基準及び同法第三十六条同号ニの行政指導指針及び並びに同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ニ 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 ホ 行政手続法第四十三条に規定する結果各項の公示等をするためのに関する決裁文書 ヘ 審査基準、処分基準及び又は行政指導指針を設定する定めるための決裁文書 ト 標準処理期間を設定するための決裁文書	十年
		行政手続法第二条第三号に規定する許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	許認可等の効力消滅後五年
		行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書（処分に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	五年
		補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等）の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	イ 補助金等の交付の条件に関する文書 ロ 補助金等を交付するための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） ハ 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第十四条に規定する補助事業等実績報告書	補助金等の交付に係る事業終了後五年
		不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	イ 不服申立書（口頭による不服申立ての場合は、陳述の内容を録取した文書） ロ 審議会等における検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ハ 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分をするための決裁文書（審理に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） ニ 裁決書又は決定書	裁決又は決定その他の処分後十年

		訴訟の提起及び遂行その他の訴訟に関する重要な経緯	イ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起に関する文書 ロ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の遂行主張又は立証に関する係る文書 ハ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決書	訴訟終結後十年
職員の人事に関する事項				
十三	職員の人事に関する事項	人事評価の基準、方法等に関する政令(平成二十一年政令第三十一号)第一条に規定する人事評価の実施に関する規程の制定又は変更及びその経緯	イ 人事評価の実施に関する規程の立案に活用した調査又は研究に関する文書 ロ 人事評価の実施に関する規程を制定又は変更するための決裁文書及び内閣総理大臣との協議に関する文書(協議案及び内閣総理大臣の回答書を含む。)又は内閣総理大臣に対する報告に関する文書	十年
		職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	イ 職員の研修の実施に関する計画の立案に活用した調査又は研究に関する文書 ロ 職員の研修の実施に関する計画を制定又は改廃するための決裁文書 ハ 職員の研修の実施状況に関する文書	三年
		職員の兼業の許可	職員の兼業の許可に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第五号)第二条に規定する兼業許可申請書及び当該申請に係る承認書	三年
		退職手当の支給	退職手当の支給に関する文書	支給制限等の処分を行うことができなくなったときまでの期間又は五年のいずれか長い期間
その他の事項				
十四	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	内閣府設置法第七条第五項及び国家行政組織法第十四条第一項に規定する告示(一の項から十三の項までの第二欄に掲げる業務に係るものを除く。)の立案の検討その他の重要な経緯	イ 審議会等における立案の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。) ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。) ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ニ 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書	十年

			<p>ホ 行政手続法第四十三条に規定する結果各項の公示等をするためのに関する決裁文書</p> <p>ヘ 制定又は改廃のための決裁文書</p> <p>ト 官報公示に関する文書</p>	
		<p>内閣府設置法第七条第六項及び国家行政組織法第十四条第二項に規定する訓令及び通達(一の項から十三の項までの第二欄に掲げる業務に係るものを除く。)の立案の検討その他の重要な経緯</p>	<p>イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ロ 制定又は改廃のための決裁文書</p>	十年
十五	<p>予算及び決算に関する事項</p>	<p>歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類(以下「歳入歳出等の見積書類」という。)の作製その他の予算に関する重要な経緯</p>	<p>イ 財政法第十七条第二項の規定による歳入歳出等の見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入歳出等の見積書類を含む。)</p> <p>ロ 財政法第二十条第二項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。)</p> <p>ハ 財政法第三十一条第一項の規定による歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書</p> <p>ニ イ及びロからハまでに掲げるもののほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書</p>	十年
		<p>歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯</p>	<p>イ 財政法第三十七条第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。)</p> <p>ロ 財政法第三十七条第三項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。)</p> <p>ハ 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第二十一条の規定による歳入徴収額計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(会計検査院に送付した歳入徴収額計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。)</p> <p>ニ 予算決算及び会計令第二十二條の規定による支</p>	五年

			<p>出計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（会計検査院に送付した支出計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。）</p> <p>ホ 予算決算及び会計令第百三十条から第百三十五条までに規定する帳簿</p> <p>ヘ 会計検査院の検査に関する重要な経緯が記録された文書（会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条各項の規定により会計検査院に提出した計算書及び証拠書類を含む。）</p> <p>ト 会計検査院の検査に関する重要な経緯が記録された文書</p> <p>チ 財政法第三十五条第二項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。）</p> <p>手リ イからトチまでに掲げるもののほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書</p>	
土六	機構及び定員に関する事項	機構及び又は定員の要求に関する重要な経緯	<p>イ 行政機関の機構の新設、改正及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。）</p> <p>ロ 行政機関の定員の設置、増減及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。）</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員に関する重要な経緯が記録された文書</p>	十年
土七	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二十九条及び国立大学法人法（平成十五年その他の法律第百十二号）第三十条に の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	<p>イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ロ 独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価委員会及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第九条に規定する国立大学法人評価委員会その他の法律の規定による評価委員会における中期目標の制定又は変更の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、意見が記録された文書を含む。）</p> <p>ハ 中期目標の制定又は変更をするための決裁文書</p> <p>ニ 独立行政法人通則法第三十条第一項及び国立大学法人法第三十一条第一項に規定する中期計画並びに独立行政法人通則法第三十三条（国立大学法</p>	十年

			<p>人法第三十五条において準用する場合を含む。） に規定する中期目標に係る事業報告書その他の独立行政法人及び国立大学法人等法律の規定による独立行政法人等における中期目標の達成に関する文書</p>	
		<p>独立行政法人通則法第六十四条(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)にその他の法律の規定するによる報告及び検査その他の指導監督</p>	<p>イ 独立行政法人通則法第六十四条(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)にその他の法律の規定するによる報告及び検査の内容が記録された文書</p> <p>ロ 独立行政法人通則法第六十五条(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)にその他の法律の規定するによる違法行為等の是正その他必要とされる措置の内容が記録された文書</p>	五年
十八	政策評価に関する事項	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第六条第一項に規定する基本計画の立案の検討、同法第十条第一項に規定する評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯</p>	<p>イ 懇談会等における基本計画の立案その他の政策評価の実施の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。)</p> <p>ロ 基本計画の立案その他の政策評価の実施に活用した調査又は研究に関する文書</p> <p>ハ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第六条に規定する基本計画の制定又は変更をするための決裁文書及び総務大臣に通知した文書</p> <p>ニ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条に規定する事後評価の実施計画の制定又は変更をするための決裁文書及び総務大臣に通知した文書</p> <p>ホ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第十条に規定する評価書(要旨を含む。)の作成のための決裁文書及び総務大臣に送付した文書</p> <p>ヘ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第十一条に規定するによる当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況の作成のための決裁文書及び総務大臣に通知した文書</p>	十年
十九	公共事業の実施に関する事項	<p>直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯</p>	<p>イ 事業計画の立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書</p> <p>ロ 審議会等における事業計画の立案の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。)</p> <p>ハ 懇談会等における事業計画の立案の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。)</p> <p>ニ 事業計画の立案その他の事業の実施に活用した</p>	<p>事業終了後五年又は事後評価終了後十年のいずれか長い期間</p>

			<p>調査又は研究に関する文書</p> <p>ホ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）第三条第三号に規定するによる事前評価その他の政策評価に関する文書</p> <p>ヘ 公共用地の取得その他の事項についての関係行政機関、地方公共団体及びその他関係者との協議又は調整に関する文書</p> <p>ト 事業を実施するための決裁文書</p> <p>チ 入札及び契約に関する文書（工事の経費積算が記録された文書を含む。）</p> <p>リ 事業の施工に関する文書（工事誌、事業完了報告書を含む。）</p> <p><u>又 行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条の規定による事後評価に関する文書</u></p>	
三 十	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	栄典又は表彰の授与又ははく奪をするための決裁文書及び伝達の文書	十年
三 十 二	国会及び審議会等における審議に関する事項	国会審議（ <u>前項一の項から二十の項までに規定する掲げるものを除く。</u> ） 審議会等（ <u>前項一の項から二十の項までに規定する掲げるものを除く。</u> ）	国会審議に関する文書（ <u>議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答が記録された文書、審議の記録を含む。</u> ） イ 議事の手続その他審議会等の運営方法が記録された文書 ロ 議事が記録された文書 ハ 提出された文書 ニ 答申、建議又は意見が記録された文書	十年 十年
三 十 三	<u>文書の管理に関する事項</u>	<u>文書の管理</u>	<u>行政文書ファイル管理簿</u> イ <u>決裁文書の管理を行うための帳簿</u> ロ <u>行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿</u> <u>取得した文書の管理を行うための帳簿</u>	<u>常用</u> <u>三十年</u> <u>五年</u>

備考

一 決裁文書とは、行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。

二 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）とは、閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（國務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員を含むいう。以下同じ。）の合議により決定又は了解を行う会議をいう。

三 省議（これに準ずるものを含む。）とは、省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等（副大臣、大臣政務官を含む。）の合議により決定又は了解を行う会議をいう。

四 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣府令、人事院規則の規定による。

五 一の項から十の項に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用されるものとする。